

海上災害防止センター分析業務等受託約款【作業環境測定/水質分析/大気分析/土壌分析/その他分析】

(目的)

第1条 この【作業環境測定/水質分析/大気分析/土壌分析/その他分析】業務等受託約款(以下「本約款」という)は、委託者から一般財団法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)が受託する【作業環境測定/水質分析/大気分析/土壌分析/その他分析】業務(以下「本業務」という)を遂行するために、委託者とセンターとの間で締結される契約を円滑に履行するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 委託者及びセンターは、本約款に従って契約を履行するものとする。

2 前項の場合のほか、既に委託者とセンターとの間で別途個別契約を締結している場合など本約款の定めるところと相違する場合、その部分に限り、本約款の規定は適用除外もしくは修正されたものとみなす。

(契約の成立)

第3条 本業務の契約は、委託者が本約款に同意のうえセンターに申込みものとし、次の各号記載の時点で成立するものとする。

- (1) 委託者が、【作業環境測定/水質分析/大気分析/土壌分析】業務等申込書を記入のうえ提出し、それをセンターが受理したとき。
- (2) 委託者からの分析業務等依頼書、電話等口頭による申込み、電子メール・ファクシミリ等による申込みに対し、センターが受託を承諾したとき。
- (3) 委託者の依頼によりセンターが見積書を作成し、委託者に交付を行い、委託者がこれを承諾したとき。

(信義誠実)

第4条 委託者及びセンターは、相互の信頼のもと互いに協力して信義を守り、誠実に個別契約を履行するものとする。

(検収と委託料[分析業務等料金]の支払い)

第5条 センターは、本業務の履行後は委託者に対し分析業務等の結果報告書を提出し、委託者は提出を受けた報告書を検収する。

2 委託者による前項の検収後、センターは委託者に分析業務等料金の請求書を提出し、委託者は請求書を受領した日の翌々月末までにセンターの指定する口座に振込むものとする。他の支払条件については別途協議を行う。

(秘密保持)

第6条 センターは本業務の実施に必要な委託者が考える範囲内において、委託者がセンターに提供・開示した試料及び当該試料に関する技術情報及び本業務の結果、ならびにその他本業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報(以下総称して「秘密情報」という)について、委託者の書面による事前同意なしに、これらを第三者に開示または漏洩しないとともに、業務遂行以外の目的に使用しないものとする。但し、次の各号の一つに該当する情報についてはこの限りでない。

- (1) 委託者からの秘密情報の提供又は開示を受ける前に、センターが所有又は取得していたことを立証し得る秘密情報。
- (2) 委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後センターの責めによらず公知となった秘密情報。
- (3) 委託者からの秘密情報の提供又は開示を受けた後、センターが正当な権限を有する第三者から合法的に入手した秘密情報。

2 センターは、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものとする。

3 前2項の規定に拘らず、センターが本業務の全部又は一部を第三者へ委託するときには、センターは秘密情報を当該再委託先へ開示できる。但し、センターは当該再委託先に対して、センターが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させるものとする。

4 本条の各規定は、契約が締結され分析結果報告書の提出後5年間を経過するまで有効とする。

(分析の着手と結果報告)

第7条 センターは、原則として委託者と協議して定められた期間内に本業務の結果を分析結果報告書としてまとめ、委託者に報告するものとする。

2 本業務の着手は次のとおりとする。

- (1) 次条に定める試料がセンターに提供され、到着したとき
  - (2) 委託者からセンターに試料採取の依頼があり、センターがこれを承諾した場合にあっては、センターが実際に試料の採取を開始したとき
- 3 センターは、第1項に定める分析結果報告書の写しを控えとして作成のうえ、報告書提出後3年間保管するものとする。

(試料等の提供、返却)

第8条 委託者は、契約で定められた本業務遂行に必要な試料及び情報等をセンターへ提供する。

2 センターは前項の試料を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、本業務の終了後は速やかに委託者へ返却する。但し、予め両者間で処分方法を取決めた場合は、その方法に従う。

(免責)

第9条 センターは天災地変その他センターの責に帰する事のできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、これによって生じた委託者の損害を賠償する責めを免れることができる。

2 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害について、センターは一切の責任を負わないものとする。

3 センターの本業務の方法に過失があったと認められるとき、センターは委託者と協議のうえ、次に掲げるいずれかの方法により必要な補償を行う。

- (1) センターの費用負担により、依頼された本業務を再実施する。
- (2) 委託者から支払われた委託料(分析料金)の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償する。

4 センターは、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証しない。

(協議)

第10条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項に関して疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議を行いその解決をはかるものとする。